

つくば市公設公営児童クラブ入会審査基準表(令和8年度入会審査から適用)

◎基準指数

事由	備考	指数
父又は母がいない	父又は母がいない	22
	両親がいない	22
災害復旧	災害の復旧(震災、風水害、火災等)にあたっている	20
入院・身障1・2級	入院、身障1・2級、精障1・2級、療育手帳A以上を保有する者	20
病臥・身障3級	身障3級、精障3級以上、療育手帳Bを保有する者	18
身障4級	身体障害者4級、療育手帳Cを保有する者	16
身障5級	身体障害者5級	12
その他疾病	診断書により保育ができないと認められる場合	17
看護等	看護等 月160時間以上 居宅内で全面的介護(食事・排泄・入浴等)	19
	看護等 月100時間以上 居宅内で一部介助(要介護3以上、身障2級以上、精障2級以上、療育手帳B以上の者)	16
	看護等 月100時間以上 病院・施設付き添い	16
	上記以外の看護等を行っている	13
就労 開始から終了までの時間 (休憩時間を含む)	就労 平均1日8時間以上	19
	就労 平均1日7時間以上8時間未満	18
	就労 平均1日6時間以上7時間未満	17
	就労 平均1日5時間以上6時間未満	16
	就労 平均1日4時間以上5時間未満	15
就学 開始から終了までの時間 (休憩時間を含む)	就学 平均1日8時間以上	17
	就学 平均1日7時間以上8時間未満	16
	就学 平均1日6時間以上7時間未満	15
	就学 平均1日5時間以上6時間未満	14
	就学 平均1日4時間以上5時間未満	13
出産	出産	16
求職活動	求職活動	3

- ・父母それぞれの基準指数を合算し、世帯の指数により選考する。
- ・開室日における状況で全ての内容を選考する(閉室日の就労・就学・看護等は選考の対象外)。
- ・複数の事由に該当する場合、最も指数の高い事由で選考する。
- ・育児時短勤務の場合でも、勤務時間は正規の時間で選考する。
ただし、次の「調整指数」における帰宅時間は、実際の勤務終了時刻(就労証明書記載)に通勤時間を足した時間で選考する。
- ・夜間(22時から翌5時まで)に就労等に当たっている場合、就労等が終了した時刻から12時間加えた時刻を、審査時における就労等の終了時刻とみなす。
- ・兼業や複数事業所で勤務に当たっている場合、勤務時間及び通勤時間は平均した時間で選考する。
- ・申請時点で就労している場合であっても、入会希望日が産前産後期間に当たる場合、「出産」での選考となる。
- ・「就学」とは、国公立又は学校法人の運営する学校、専門学校などの学生、職業訓練校等への通学者とする。

つくば市公設公営児童クラブ入会審査基準表(令和8年度入会審査から適用)

◎調整指数

調整区分	調整項目	指数
減算1※1 (就労・就学の日数に関するもの) 看護等は対象外	就労・就学 平均月17日以上20日未満	-2
	就労・就学 平均月15日以上17日未満	-3
	就労・就学 平均月12日以上15日未満	-4
減算2※2 (帰宅時刻に関するもの) 看護等は対象外	保護者の平均帰宅時刻 14時30分よりも前の場合	-12
	保護者の平均帰宅時刻 15時よりも前の場合	-10
	保護者の平均帰宅時刻 15時30分よりも前の場合	-8
	保護者の平均帰宅時刻 16時よりも前の場合	-6
	保護者の平均帰宅時刻 16時30分よりも前の場合	-4
	保護者の平均帰宅時刻 17時よりも前の場合	-2
加算1※3 (保育状況に関するもの) 入会できなかった場合の 保育状況を参照	父又は母(または同居の親族)が保育する	0
	父又は母が仕事をしながら保育する	2
	他人に日々依頼	2
	別居の親族に日々依頼	1
	家庭で保育できるものがない	4
	他の児童クラブ(児童館一般来館を含む)を利用する	4
	育休・産休明け後入会希望(休業中に限る)	3
加算2※4 (優先利用に関するもの)	虐待やDVのおそれがある場合など、社会的養護が必要な場合	30
	保護者の一方が県外に単身赴任	1
	きょうだい在同一となる児童クラブ等の申込み	1
	生活保護世帯	1
	小学校 1年生	18
	小学校 2年生	14
	小学校 3年生	10
	小学校 4年生	3
	小学校 5年生	1
	小学校 6年生	0
	児童に障害がある(1年生から3年生)	7
児童に障害がある(4年生から6年生)	10	

※1 減算1について、父母ともに該当する場合、減算が大きい項目を1つのみ適用する。

※2 減算2について、帰宅時刻は勤務・学習終了時刻(証明書類記載)に通勤・通学時間を足した時間で
選考し、父母ともに該当する場合、減算が大きい項目を1つのみ適用する。

※3 加算1について、重複して該当する場合、加算が大きい項目を1つのみ適用する。

※4 加算2について、該当するものすべてを適用する。

○選考方法

- 1 基準指数に調整指数を加減算し、合計指数を算出する。
- 2 合計指数の高い児童から順に選考する。
- 3 合計指数が同一の場合、設定された優先順位表での優先順位が高い児童から順に選考する。
- 4 優先順位表でも順位が同一の場合、抽選により選考する。

つくば市公設公営児童クラブ入会審査基準表(令和8年度入会審査から適用)

○優先順位表

※合計指数が同一の場合、対象者の申請内容を比較し、順位が決まるまで以下の基準を順に当てはめて利用調整を行う。

優先順位	条 件
1	虐待やDVの恐れがある場合
2	より低い学年の児童
3	ひとり親家庭で、父又は母の就労が必要な場合
4	保護者が、①障害・疾病、②災害復旧、③県外への単身赴任、である場合 ※①から順に優先とする
5	家庭で保育できるものがない
6	保護者の勤務終了時刻が遅い世帯
7	きょうだいを利用する施設への入会(転所)の場合
8	きょうだい同時申し込みの場合
9	利用年度時点で養育している小学生以下の児童が多い
10	つくば市に住民登録し、引き続き居住している期間が長い世帯 ※直近の住民登録日から算定

<優先順位の注意事項>

- ・優先順位表における「ひとり親」とは、未婚・離婚・死別等によりひとり親での保育を行っている世帯で、その根拠資料が提出されている者を指す。
離婚調停中での別居や内縁関係者がいる場合は、優先順位表における「ひとり親」には該当しない。
- ・優先順位第6位については、保護者のいずれか早い時刻を適用する。
- ・優先順位第10位については、保護者のいずれか長い期間を適用する。